

海産物の電話勧誘トラブルに注意！

<相談事例>

遠方の事業者から、「以前、購入された方に電話をしています。日本の海産物が海外で問題になっていて、売れずに困っています。助けてください。」と海産物を電話で勧誘された。いったんは了承したものの、よく考えると高額なので、「キャンセルしたい。」と申し出たが、「キャンセルはできない。キャンセル料がかかる。」と言われた。

(80歳代女性)

<アドバイス>

●おかしいと感じたら、きっぱり断りましょう。

●電話勧誘で契約したときは、クーリング・オフができます。

●断ったのに商品が届いたら、受取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。

●どうすればよいかわからないときは、まずは消費生活センターに相談しましょう。



まもりん

北九州市立消費生活センター（ウェルとばた 7F） ☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟 1F】 ☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所 3F】 ☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ 4F】 ☎641-9782
※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は、まずは消費生活センター
☎861-0999へ電話でご相談ください。

消費者ホットライン ☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



みもりん